

令和4年度事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第1 奨学金等給与事業（ 62,487 千円）

1 学用品費（月額）の給与

(1) 幼稚園等に在園等する3歳以上の奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	9 人
	新 規		6 人
	計	15 人	
給 与 期 間			12 月

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	43 人
	新 規		9 人
	計	52 人	
給 与 期 間			12 月

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 12,000円)	41 人
	新 規		4 人
	計	45 人	
給 与 期 間			12 月

2 奨学金（月額）の給与

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生

総 数	継 続		61 人
	新 規		2 人
	計		63 人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 17,000円)	43 人
	私立	(月額 25,000円)	20 人
	計		63 人
給 与 期 間			12 月

(2) 大学、大学院、高等学校専攻科、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生

総 数	継 続		59人
	新 規		2人
	計		61人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 30,000円)	7人
	私立	(月額 35,000円)	54人
	計		61人
給 与 期 間			12月

(3) 諸外国の大学又は大学院に在学する奨学生

総 数	継 続		2人
	新 規		0人
	計		2人
地域別	指定都市	(月額 100,000円)	1人
	甲地方	(月額 60,000円)	0人
	乙地方	(月額 50,000円)	1人
	丙地方	(月額 40,000円)	0人
	計		2人
給 与 期 間			12月

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	9	43	41	61	59	2	215人
新 規	6	9	4	2	2	0	23人
(国・公立)				(43)	(7)		(50人)
(私立)				(20)	(54)		(74人)
計	15	52	45	63	61	2	238人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
4年度	15	52	45	63	61	2	238人
3年度	13	57	41	59	66	3	239人
増減	2	-5	4	4	-5	-1	-1人

3 入学等準備一時金の給与

(1) 幼稚園等に入園等又は在園等する3歳以上の奨学生

総 数	継 続	0 人
	新 規	3 人
	計	3 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生

総 数	継 続	5 人
	新 規	5 人
	計	10 人
一時金（1人当たり）		80,000 円

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生

総 数	継 続	15 人
	新 規	2 人
	計	17 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(4) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程及び特別支援学校高等部に入学した奨学生

総 数	継 続	19 人
	新 規	0 人
	計	19 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(5) 大学、大学院、専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等学校専攻科及び高等専門学校4年生に進級した奨学生

総 数	継 続	13 人
	新 規	1 人
	計	14 人
一時金（1人当たり）		200,000 円

(6) 諸外国の大学又は大学院に入学した奨学生

総 数	継 続	1 人
	新 規	0 人
	計	1 人
一時金（1人当たり）		300,000 円

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	0	5	15	19	13	1	53 人
新 規	3	5	2	0	1	0	11 人
計	3	10	17	19	14	1	64 人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
4 年 度	3	10	17	19	14	1	64 人
3 年 度	2	8	10	16	24	1	61 人
増減	1	2	7	3	-10	0	3 人

4 修学継続支援一時金の給与

災害により被災した奨学生

一か月以上の治療を要する重傷を負った奨学生	一人につき 100,000 円	1 人
居住する家屋が全壊した奨学生	一世帯につき 100,000 円	1 世帯
居住する家屋が大規模半壊した奨学生	一世帯につき 50,000 円	1 世帯
居住する家屋が半壊した奨学生	一世帯につき 30,000 円	1 世帯

前年度対比

区 分	重 傷	全 壊	大規模半壊	半 壊	計
4 年 度	1	1	1	1	4 人
3 年 度	1	1	1	1	4 人
増減	0	0	0	0	0 人

第2 生活指導相談事業 (4,877 千円)

1 「ふれあい」の発行

発 行 年 月 日	号 数	発行部数	備 考
令和4年4月15日	ふれあい春季号 No.158	6,200	* 奨学生家庭、同OB家庭、役員、評議員、奨学生選考委員、支援金支給審査委員、全国警察機関、各種協力団体、各被害者支援センター及び寄附者等に配布し、基金事業に対する理解と社会連帯共助の精神的基盤の確立を図ろうとするものである。
令和4年7月1日	ふれあい夏季号 No.159	6,200	
令和4年10月1日	ふれあい秋季号 No.160	6,200	
令和5年1月1日	ふれあい新年号 No.161	6,200	
計	4 回	24,800	

2 「事務局ノート」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
令和4年6月20日	No. 128	210	* 奨学生家庭、警察庁、全国警察本部犯罪被害給付事務担当課に配布し、意思の疎通と事務処理の迅速・適正を期そうとするものである。
令和5年2月1日	No. 129	210	
計	2回	420	

3 ふれあい相談活動

奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談に積極的に対応するとともに、近況報告等でいただいた意見、希望・要望等を基金事業の推進・改善等の参考とする。

第3 奨学生等調査事業（ 359 千円）

申請に至っていない潜在奨学生を漏れなく把握するため、綿密な調査活動や関係機関との連携を充実強化するとともに、問題のある奨学生や申請事案について必要な現地調査・指導等を実施する。

第4 支援金支給事業（ 6,000 千円）

犯給法等公的給付の対象外となった犯罪被害者等であって、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り、特別な救済を図る必要があると認められる者に対して、支援金を支給して経済的負担の軽減を図る。

第5 広報・啓発活動事業（ 2,578 千円）

基金事業の概要、被害者等の声等を掲載した小冊子「明日の笑顔のために」及びポスターを作成し、警察関係機関、都道府県市区町村、被害者支援団体、関連団体等に配布し潜在奨学生の絶無を期するとともに基金事業に対する理解と犯罪被害者等に対する支援をお願いする。

第6 助成事業（ 4,859 千円）

- 1 全国被害者支援ネットワーク等と共同開催する「全国犯罪被害者支援フォーラム2021」の開催費用の一部を負担する。
- 2 犯罪被害者団体ネットワーク主催による「犯罪被害者週間全国大会」の協賛として大会経費の一部を負担する。
- 3 被害者支援センター等における相談員の育成強化を図る。
(公認心理師国家資格取得費用)
- 4 犯罪被害者等支援に係る調査研究に助成を行う。